令和３年度
進路だより
秋田県立秋田きらり支援学校
第１号
令和３年５月２８日発行

本校の「キャリア教育」について

校長　千　葉　雅　樹

昨年度来のコロナ禍でなかなか現場実習や同窓会なども難しい状況にありますが、今年度は、感染状況によりますが、現場実習や卒業生支援については、可能な限り方法等を工夫しながら実施していきたいと考えています。

「進路指導」というと、高等部卒業後の進学・就職・福祉サービス利用などの「出口指導」を指す場合もありますが、本来は、それだけではない、広い意味の「生き方指導」です。学校では、「キャリア教育」という言葉がよく使われます。「進路指導」とほぼ同じ内容なのですが、学齢期だけではなく、就学前から卒業後も含めた生涯教育という意味で使われます。

私は、進路選択する際に最も重要なのは、「自己理解」、「主体性」、「社会性」などではないかと思います。また、一人一人の児童生徒がその子なりの「社会参加」、「自己実現」、その子なりの「自立」を目指すのが、本校の「キャリア教育」だと考えます。通常の学校の生徒であっても自分の将来の姿を見通して進路選択することは非常に難しいことです。日常的に体験の幅が限られている本校の生徒にとってはなおさら困難なことだと思います。

その第一歩は、自分の意思で選択、決定する経験を積むこと、更に、自分は何ができて何ができないか、次にどうすればできるようになるのかを意識することです。つまり日々の授業全てが、「キャリア教育」、「進路指導」につながるものです。

言わずもがなのことで恐縮ですが、保護者の皆様は、他の子どもと比べるのではなく、我が子にとって望ましい「キャリア」について教職員や関係者の皆様と一緒に考えていっていただければ幸いです。

本校児童生徒が、コロナ禍に負けず、それぞれのキャリア発達を果たすことができるよう、教職員一同、尽力して参ります。今年度も宜しくお願いいたします。

平成 23 年　文部科学省中央教育審議会の資料（抜粋）から

（１）　キャリアとは

人は，他者や社会とのかかわりの中で，職業人，家庭人，地域社会の一員等，様々な役割を担いながら生きている。（中略）人が，生涯の中で様々な役割を果たす過程で，自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが，「キャリア」の意味するところである。

（２）　キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら，自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア　発達」という。

先日のＰＴＡの際、高等部の保護者の方々に資料として渡したものの一部抜粋ですが、中学部の保護者の方々、高等部で見逃している方々のために、「進路だより」として掲載しました。といいますのも、保護者の方々に、「卒業生の進路は‥」とよく聞かれますので、第１回目に掲載したいと思います。

【秋田きらり支援学校の進路（令和元・２年度　高等部卒業生）】

●障害福祉サービスの利用　上欄（R元：１２名）　下欄（R２：６名 ）

サービス名	進路先（所在地）	サービスの説明
就労移行支援	職業訓練スクール（由利本荘市）	最長２年と期限付きで、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を一定期間行うサービス。
就労継続支援Ｂ型	緑光苑（下北手）ｲﾝｸﾙｼﾞｮﾌﾞ（山王） ｻﾝﾊｳｽ（上北手）ｽｸｰﾙﾌｧｰﾑ河辺（河辺） あゆみ（由利本荘市） 集いの家（由利本荘市）	会社での仕事は難しいが、作業を通して知識や能力を身に付けられるように、訓練を行うサービス。雇用契約を結ばず軽作業等を行っている。
生活介護	中野つくし苑（下新城）＊１ ひだまり（中通）＊１　にのに（御野場）＊２ 聖和（川元）＊１、＊２、＊３ 第二聖和（外旭川）＊３　よつ葉（南ヶ丘） 聖和（川元）＊１ 第二聖和（外旭川）＊２ にのに（御野場）＊１　よつ葉（南ヶ丘）＊２	障害がある人の日中活動をお手伝いするサービス。食事や入浴、排せつなどのお手伝いをしたり、軽い作業や運動、生活するための力を高めるプログラムを行ったりする。 高齢者向けの施設だが、障害者を受け入れる基準を満たしている事業所～「基準該当障害福祉サービス事業所」の利用も多い。
施設入所	支援センター御所野	入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
療養介護	あきた病院（由利本荘市） あきた病院	医療と介護等を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理や看護、日常生活の世話をするサービス。

●就職　１名　　元年：秋田市役所（業種：公務員）　（職種：行政職（身体障がい者対象））
●進学　１名　　２年：宮城職業能力開発校　　※＊番号の卒業生が、複数の事業所を利用しています。

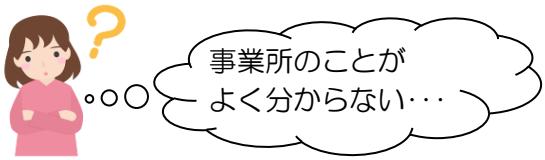

まずはこちらを見てください。
【進路のてびき　Ｐ２１～　】
【秋田市ＨＰ～障がい福祉～施設事業所案内】

＊＊＊　最近の傾向と実際の話から　＊＊＊

- 障害区分５、６の生徒が利用できる生活介護事業所は、事業所によっては週あたり利用できる日数やサービス（入浴や送迎）に制限があり、いくつかの事業所を併用（最近は２～３事業所を併用）しているケースが多いです。
- 車椅子を利用している場合、施設のバリアフリーや移動スペースの関係で、利用を断られるケースがあります。クラッチ、PC ウォーカー利用の際も、移動時等に自分で危険回避ができなければ利用が難しい施設もありました。
- 一般就労（進学も含め）、就労継続支援Ａ・Ｂ型事業所の場合、「トイレを含めた身の回りのことが自立していることが前提である」と言われることが多いです。
- 昨年度は新しい事業所（Ｂ型、生活介護、Ａ型）がいくつか開所し、その都度おしらせしております。様々な事業所で見学や実習を重ね、自分で知る（見て、感じて：保護者も含む）ことで、選択肢が増え、比較ができるようになります。その結果、卒業後のスムーズな進路選択・決定に役立ちます。